

浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理施設の設置に係る計画の事前公開、環境保全協定の締結、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整及び汚染土壌の適正な処理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項の汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項の汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理施設の設置 法第22条第1項の規定による許可を受けて行う汚染土壌処理施設の設置をいう。
- (4) 紛争 汚染土壌処理施設の設置に伴って生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して設置者と関係住民との間で生じる争いをいう。
- (5) 設置者 法第22条第1項の許可を受けて汚染土壌処理施設を設置しようとする者をいう。
- (6) 関係地域 汚染土壌処理施設の設置に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第7条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
- (7) 関係住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 関係地域内において、居住する者
 - イ 関係地域内に存する町又は字その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（当該団体の連合体を含む。）の代表者
 - ウ 関係地域内において、事業活動を営む者
 - エ 関係地域内の水域（汚染土壌処理施設からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水利権者

(市の責務)

第3条 市は、汚染土壌処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に対し関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民に対し汚染土壌処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう啓発に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整を図るものとする。

(設置者及び関係住民の責務)

第4条 設置者は、汚染土壌処理施設の設置に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 設置者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(立地に関する基準)

第5条 設置者は、汚染土壌処理施設の設置に当たっては、別に定める立地に関する基準を遵守するものとする。

(事業計画書の提出)

第6条 設置者は、汚染土壌処理施設の設置をしようとするときは、別に定めるところにより、汚染土壌処理施設の設置に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び設置者の事務所の所在地
- (3) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (4) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- (5) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (6) 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事又は市長及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事又は市長及び申請年月日)
- (7) 汚染土壌の処理の方法
- (8) セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法
- (9) 汚染土壌を保管する設備を設ける場合にあっては、保管設備の場所及び容量
- (10) 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項
 - ア 事業場の名称及び所在地
 - イ 法第22条第1項の許可をした都道府県知事又は市長及び当該許可に係る許可番号
 - ウ 種類及び処理能力
- (11) 汚染土壌処理施設の立地等に関する事項

2 前項の事業計画書には、別に定めるところにより、当該汚染土壌処理施設の設置をすることにより関係地域の生活環境に及ぼす影響について別に定める事項に関する調査の結果並びに当該調査の結果に基づく生活環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載した書類(以下「環境保全対策書」という。)を添付しなければならない。

3 前2項に規定する書類の提出は、法第22条第2項の申請書を提出する前に行わなければならない。

(関係地域の設定等)

第7条 市長は、事業計画書の提出があったときは、別に定めるところにより、関係地域を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の関係地域を定めるに当たって、当該汚染土壌処理施設の設置が本市に隣接する他の市町村の住民に対し生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該市町村を包括する県の知事及び当該市町村の長と必要な調整を行うものとする。

(告示及び縦覧)

第8条 市長は、前条第1項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、事業計画書の提出があった旨及び次に掲げる事項を告示し、事業計画書及び環境保全対策書を告示の日から30日間、浜松市役所、関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所その他市長が必要があると認める場所において、縦覧に供しなければならない。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 縦覧の期間
- (6) 関係住民が、意見書を提出することができる旨
- (7) 意見書の提出期限及び提出方法

(周知計画書の提出)

第9条 設置者は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに関係住民を対象とした事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第10条 設置者は、第8条の縦覧期間内に、別に定めるところにより、関係地域内において説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 設置者は、説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。
- 3 市長は、説明会が開催されるときは、関係職員をこれに立ち合わせることができる。

(実施状況報告書の提出)

第11条 設置者は、前条の規定により事業計画について周知を図ったときは、別に定めるところにより、速やかにその実施状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(関係住民の意見書の提出等)

第12条 事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見を有する関係住民は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、次に掲げる事項を記載した意見書を市長に提出することができる。

- (1) 提出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 意見の対象となる設置者の氏名又は名称
- (3) 汚染土壌処理施設の設置の場所及び種類
- (4) 意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限る。)

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨

を記載した書類（以下「意見書等」という。）を設置者に送付するものとする。

（見解書の提出等）

第13条 設置者は、前条の規定により意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により見解書を提出したときは、説明会の開催その他の方法により、関係住民に対し、当該見解書の周知を図らなければならない。

3 前項の規定による見解書の周知については、第9条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第9条中「第7条第2項の規定による通知を受けた」とあるのは「第13条第1項の規定による見解書を提出した」と、「事業計画」とあるのは「見解書」と、第11条中「前条の規定により事業計画」とあるのは「第13条第2項の規定により見解書」と読み替えるものとする。

（指導又は助言）

第14条 市長は、意見書等及び見解書に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から、設置者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

（環境保全協定の締結）

第15条 設置者は、汚染土壌処理施設の設置に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と法第22条第2項の申請書を提出する前に締結するよう努めなければならない。

2 市長は、第1項の協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

（事業計画書等の変更の届出）

第16条 設置者は、環境保全協定の締結前において事業計画書の内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、環境保全協定の締結前において環境保全対策書の内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、周知計画書（見解書の周知計画書を含む。）の内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による事業計画書の変更及び第2項の規定による環境保全対策書の変更（別に定める変更に係るものを除く。）については、第6条から前条までの規定の例によるものとする。

（事業計画の廃止の届出）

第17条 設置者は、事業計画を廃止したときは、速やかに、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（あっせん）

第18条 設置者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、別に定めるところにより市長にあっせんの申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この要綱に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を設置者及び関係住民に通知するものとする。
- 4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、設置者及び関係住民に対し、意見を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。

(あっせんの打ち切り)

第19条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

- 2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を設置者及び関係住民に通知するものとする。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(勧告)

第21条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に定めるところにより、当該設置者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をしたとき。
- (2) 正当な理由がなく説明会を開催しないとき。
- (3) 正当な理由がなく見解書を提出しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

(汚染土壌処理施設の承継)

第22条 設置者又は汚染土壌処理施設の設置等をした者(当該汚染土壌処理施設に係る権利を承継した者を含む。以下「設置者等」という。)から当該汚染土壌処理施設に係る権利を承継した者は、当該汚染土壌処理施設について環境保全協定が締結されているときは、当該環境保全協定について設置者等の地位を承継しなければならない。

(浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例との調整)

第23条 設置者又は関係住民は、この要綱に定める手続について、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)の相当規定による手続と同時に行うことができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日（平成21年12月24日 浜松市告示第639号）から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。